

# 全庁的な推進体制の整備などにより、許認可事務を大幅にスピードアップ



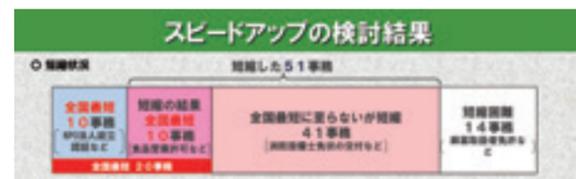
問い合わせ先 埼玉県企画財政部改革推進課

☎ 048-830-2147 ■ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0104/index.html>

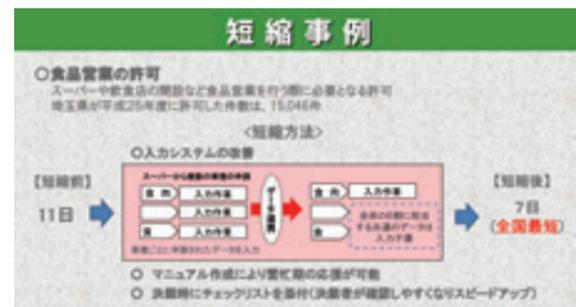
## 企業などが事業を始める際に必要となる手続を中心に、75の許認可事務で「標準処理期間」(\*)の短縮を推進

(\*)許認可事務の申請を受理してから決定するまでに要する標準的な期間

## 部局横断的な委員会を設置して全庁的な推進体制を整備するとともに、審査マニュアルの整備などにより事務の正確性を担保



行財政改革推進委員会の様子



申請書へのチェックリストの印字(申請書に「確認欄」が印字されており、各項目の内容のチェックにより、正確かつ迅速な審査を実施)

## 取組の背景 地域経済活性化のため、許認可に要する時間短縮などが課題に

- 地域の経済活動の活性化のためには、企業などが活動しやすい環境を整えることが必要であり、行政の許認可に要する時間を可能な限り短縮することも有効な方策の一つである。
- 一方、許認可に当たっては、様々な部署・担当者において確認・審査を行っていることから、許認可事務のスピードアップを効率的に実現するためには、全庁的に標準処理期間の短縮を推進する体制が必要となっていた。

## 取組の概要 推進体制の整備などにより標準処理期間を短縮

- 許認可事務のスピードアップによる県民サービスの充実に向けて、平成25年度から、経済再生などに資する75の許認可事務の標準処理期間の短縮について、可能な限り全国最短を目指して、強力的に推進している。
- 同取組では、部局横断的な「行財政改革推進委員会」を設置して全庁的な推進体制を整備するとともに、審査マニュアルの整備、申請書へのチェックリストの印字、申請に係るQ & AのHP掲載、申請受付担当者の集約・専門化などにより、事務の正確性を担保している。

## 取組の成果 20事務での全国最短達成など、許認可事務をスピードアップ

- 75事務のうち、20事務で標準処理期間の全国最短を達成するなど、許認可事務の大幅なスピードアップを実現している(「全国最短:20事務」、「全国最短に至らないが短縮する事務:41事務」、「短縮が困難な事務:14事務」)。
- 「営業許可が早く下りれば、その分営業上のプラスになる」などの考えの下、よりスムーズな経済活動が行えるように取組を進めた結果、企業などの活動しやすい環境づくりが進展している。

取組状況 (平成27年4月1日時点)

### 1 標準処理期間が従来から全国最短の事務:10事務

- ・NPO法人設立認証:90日【共助社会づくり課】
- ・液化石油ガス設備士免状の交付:11日【化学保安課】
- ・調理師の免許:7日【保健医療政策課】
- ・病院などの開設許可:5日【医療整備課】
- ・理容所の開設検査・確認:5日【生活衛生課】
- ・美容所の開設検査・確認:5日【生活衛生課】
- ・クリーニング所の開設検査・確認:5日【生活衛生課】
- ・貸金業の登録:15日【金融課】
- ・農地転用の許可:6週間【農業政策課】
- ・建築確認:7日(木造2階建の建築物の場合)【建築安全課】

### 2 標準処理期間の短縮により、平成27年4月から新たに全国最短となった事務:10事務

- ・クリーニング師の免許:7日→6日【保健医療政策課】
- ・製菓衛生師の免許:7日→6日【保健医療政策課】
- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく販売従事登録:7日→6日【保健医療政策課】
- ・第一種動物取扱業の登録:11日→7日【生活衛生課】
- ・食品営業の許可:11日→7日【食品安全課】
- ・通訳案内士の登録:8日→7日【観光課】
- ・建設業許可(新規):20日→18日【建設管理課】
- ・都市計画法に基づく開発区域内での建築の認定:11日→6日【都市計画課】
- ・都市計画法に基づく開発許可を受けた土地における建築などの許可:15日→7日【都市計画課】
- ・土地区画整理法に基づく建築行為などの許可:14日→8日【市街地整備課】

## 地方分権改革との関連

- 地方分権改革により様々な権限が移譲される中で、住民に対する成果の還元策の一つとして地方公共団体が主体的に創意工夫して許認可などの手続を迅速に進めることも重要である。埼玉県では、地域の経済活動の活性化につなげるため、全庁的な推進体制を整備した上で、事務処理の見直しなどを強力的に推進している。